

## 処方・調剤・保険請求の

# Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いまいち納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

どしどし質問してください。

「質問の募集」要項は53頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

Q1

薬剤情報提供料2は、月1回に限り算定することが認められていますが、処方内容の変更があった場合にはそのつど算定できるとされています。たとえば、処方されている医薬品が同一であっても、その用法・用量が変更になった場合は、処方内容の変更に該当するのでしょうか。(匿名希望)

A1

処方内容の変更に該当します。ただし、それだけで薬剤情報提供料2の算定の可否を判断することはできません。大事なことは、患者にとって必要な情報を提供したかどうか、ということです。

薬剤情報提供料2は、調剤した医薬品の名称、用法・用量、効能・効果、副作用、相互作用などに関する情報を、文書またはテープレコーダーなどにより患者へ提供した場合に算定するもので、月1回に限り算定することが認められています。ただし、同一月内でも処方内容の変更があった場合には、そのつど算定することができます。

処方内容の変更についての解釈は、「類似する効能・効果を有する薬剤への変更の場合は算定できるが、薬剤の処方日数のみの変更の場合は、処方内容の変更には該当せず、算定できない」(厚生労働省保険局医療課長通知)とされており、用法・用量などが変更された場合の取り

扱いについては具体的に明記されているわけではありません。しかし、服用する医薬品は従来と同じでも、服用量や服用時点などが変更となれば、それに伴い注意すべき内容なども変わってくるのが十分考えられます。

たとえば、1日3回服用であったものが1日1回に変更、また、1回2錠服用であったものが1回1錠あるいは1回3錠に変更となったことにより、新たに患者が知っておかなければならない情報や、注意しておく情報があるのではないのでしょうか。患者の過去の薬歴を活用するなどして、処方内容に応じた情報提供、そして、患者にとって必要な情報提供となるよう心がけることが必要です。薬剤情報提供料2では、そのような情報提供が求められているのです。

また、この薬剤情報提供料2は、処方された医薬品の情報を記載した用紙を、単に患者へ渡すだけで算定できるものではありません。大事なことは、必要な情報をきちんと患者に提供するという点であり、情報提供の用紙はその手段の1つに過ぎないということです。単に「前回と同じです」という説明だけでは、患者にとって必要な情報とはいえません。患者にとって必要な情報とは何かということを十分考慮し、適切な情報提供となるような工夫も必要です。

Q  
&  
A

## information

**Q2** 薬剤師による処方せんへの必要事項の記入について質問があります。調剤した場合、その処方せんには調剤した薬剤師が署名または記載・押印することになっていますが、1枚の処方せんの調剤に複数の薬剤師が関わった場合には、すべての薬剤師が署名または記載・押印しなければならないのでしょうか。あるいは、すべての薬剤師による署名または記載・押印は問題があるのでしょうか。  
(匿名希望)

**A2** 調剤に関わったすべての薬剤師による署名または記載・押印(以下、「署名など」)は必要ありません。すべての薬剤師が署名などを行っても差し支えありませんが、その場合は、最終的な責任を負う薬剤師が特定されるよう記載上の工夫が必要です。

保険調剤の場合、調剤した薬剤師はその処方せんに、調剤年月日、保険薬局の所在地・名称、保険薬剤師の氏名のほか、必要に応じて処方変更や疑義照会の内容など、必要事項を記入しなければなりません。最近では、薬局における調剤業務の効率化を図るという目的などから、1枚の処方せんに複数の薬剤師が関わることも多く、そのため、処方せんへの記録においても、「調剤した薬剤師」

としてどこまで含めるべきか、すなわちどの薬剤師まで署名などをしなければならないのかという解釈上の疑問が生じているようです。

しかし、健康保険法や薬剤師法で求められていることは、その処方せんに基づく調剤について最終的に責任を負う薬剤師を特定することです。したがって、調剤した処方せんには、そのような薬剤師による署名などが行われていれば問題ありません。ただし、だからといって、管理薬剤師がすべての署名などを行っていただければ構わないということではありません。特に最近の共同指導では、この点についての指摘が目立つようですので、誤解しないよう十分注意してください。

なお、複数の薬剤師が分担して調剤した場合、責任の所在を明らかにするという目的から、その処方せんの調剤に関わったすべての薬剤師が署名などをすることは差し支えありません。しかし、すべての薬剤師による署名などがあることで、かえって最終的な責任の所在が不明確になってしまうおそれもあります。そのようなことを防止するためにも、複数の薬剤師が署名などする場合には、最終的に責任を負う薬剤師が特定されているように工夫してください。

